㊢健康推進課（市立病院敷地内・くすのきセンター2階）
☎24-0816、FAX24-5870

すくすくベイビー

小山さくらちゃん（高宮町）

藤原俊輔ちゃん（松原町）

黒木新ちゃん（大藪町）

原紬麦ちゃん（高宮町）

パパママ学級

お産の進み方の話を聞いたり、陣痛をやわらげるマッサージや赤ちゃんのお世話などの体験ができます。

日時　3月24日㈰　9：30～12：00
（受付　9：15～9：30）
場所　くすのきセンター1階
対象　市内に住民登録のある妊娠24週以降の夫婦
定員　18組（申込者多数の場合は、予定日が近い人、第1子の人を優先します）
持ち物　母子健康手帳、父子健康手帳
申込期間　3月1日㈮～同14日㈭
申込方法　㊢健康推進課に電話かFAXでお申し込みください（右のQRコードからも申し込めます）。
その他　託児はありません。
※あぐらがかけるような服装か、ひざ掛けをお持ちください。

ぴよぴよサロン

助産師を囲んで子育ての楽しさや悩みなど、何でも気軽に話しましょう。

日時　3月27日㈬　10：00～11：30
（受付9：45～10：00）
場所　くすのきセンター1階
対象　市内に住民登録のある2～3か月児と保護者
持ち物　母子健康手帳、バスタオル（おくるみも可）

栄養相談

～ 自分のペースで食事改善できる 食生活アドバイス ～

メニュー選びや栄養バランスのとり方で困っていることなど、この機会に聞いてみませんか。

日時　4月22日㈪　9：00～、10：30～
〈予約制、各1人〉
場所　くすのきセンター2階
※上記のテーマ・日時以外にも、さまざまな栄養相談を受け付けています。

ベビー＆キッズ用品リユース ～カエコト～

子育て支援団体HotHot ～ほどほど～・彦根市社会福祉協議会共催の、まだ使える子ども服などを集めて、必要とする人に渡す交換会です。

▶ベビー＆キッズ用品（ベビー服、子ども服（サイズは160cmまで）、おもちゃ など）のリユース
▶学校必需品（小･中学校の制服、体操服、絵の具セット、裁縫セット、彫刻刀 など）の収集
日時　3月23日㈯　10：00～11：00（整理券配布は9：45～、中地区公民館キッズフェスティバル内）
場所　中地区公民館（大藪町）大会議室
費用　300円（今後の事業運営費や保管管理費に充てられます）
※当日はエコバックをお持ちください。

■ 事前の持ち込みの受付も行います

受付期間　3月1日㈮～同22日㈮（日・月曜日は除く）
時間　8：30～17：15
場所　中地区公民館（大藪町）
問い合わせ先
彦根市社会福祉協議会☎22-2821、FAX22-2841
中地区公民館☎・FAX24-0801

※特に記載のないとき、事前申込は不要で、費用は無料です。

㊢健康推進課（市立病院敷地内・くすのきセンター2階）
☎24-0816、FAX24-5870

不妊治療費の助成を行っています

特定不妊治療（体外受精・顕微受精）、人工授精で健康保険などの医療保険が適応されない治療費の一部を助成します（本年度から、特定不妊治療の過程で「精巣または精巣上体からの精子採取の手術（男性不妊治療）」も助成します）。

■ 特定不妊治療費の助成

対象（次の全てを満たす人）
▶治療中および申請時に、夫婦のいずれかの住所が市内にあり、法律上の婚姻をしている夫婦
▶「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている人
▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人
助成額・回数　特定不妊治療（保険外診療分）に要した費用から、滋賀県の助成金を差し引いた額を、市から助成します。1回の治療に対する助成額は5万円（以下の治療方法のときは2万5千円）を限度とします。
※助成額2万5千円に該当する治療方法
●以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
●採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	助成回数
39歳以下	通算6回まで（※）
40～42歳	通算3回まで（※）
43歳以上	助成対象外

※43歳になるまで

申請期限　「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の決定日から3か月以内

■ 人工授精治療費の助成

対象（次の全てを満たす人）
▶治療日および申請時に市内に住所があり、法律上の婚姻をしている夫婦
▶夫婦の前年所得の合計額が730万円未満の人
▶夫婦のいずれもが市税を滞納していない人
助成額　人工授精に要した自己負担の半額（千円未満は切り捨て）を助成します。助成期間は通算2年間とし、助成金額は合算して5万円です。
申請期限　平成30年度に行った治療分は、平成31年3月29日㈮まで（平成31年3月中にも治療する場合は同4月26日㈮まで）
申請と決定　㊢健康推進課に申請してください。申請後、審査の上決定します。詳しくは彦根市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

不育症を知っていますか

治療などで、80％以上は出産できます

不育症とは、妊娠はするけれども、2回以上の流産や死産、または生後1週間以内の早期新生児死亡を繰り返すことをいいます。

不育症の約半数は、偶発的な胎児の染色体異常が原因で、たまたま2回以上繰り返した流産です。この場合、特別な治療を受けなくても、次回の妊娠経過は良好な場合が多く、安心して妊娠できる環境が何よりも大切です。

しかし、残りの約半数には、不育症となる要因が認められ、その要因に応じた治療が有効です。

要因にもよりますが、不育症と診断された人（偶発的な流産などを含む）の80%以上は出産ができます。

すでに子どもがいる場合でも、2人目、3人目が続けて流産や死産を繰り返す場合は、不育症であり、検査や治療の対象となります。

その原因（リスク因子）がさまざまであるため、不育症に気づいていない人、気づいても相談先や治療が受けられる医療機関が分からない人が多いのが現状です。

専門的、医学的な相談や不妊による心の悩みなどは、専門家（医師・助産師）が相談に応じる次の相談先をご利用ください。

■ 滋賀県不妊専門相談センター

（滋賀医科大学医学部付属病院内）
電話相談　☎077-548-9083（専用電話。月～金曜日の9：00～16：00 ※祝日、年末年始を除く）
メール相談　右のQRコードから、同センターホームページへアクセスしてください。
面接相談　専門医師が相談に応じます。
電話かメールで予約をしてください。

※特に記載のないとき、事前申込は不要で、費用は無料です。